

第2次阿波市行財政改革大綱

平成22年3月
徳島県阿波市

行財政改革の必要性

わが国においては、一昨年の世界金融危機や耐久消費財需要の急激な収縮などにより急速に景気が悪化しています。このため、国は地方公共団体と連携し、失業者の急増や企業倒産を最小限に止めるため、数次にわたる経済危機対策を実行してきました。これらにより、経済はやや回復基調にありますが、雇用は依然として厳しい状況にあります。

こうしたなか、昨年政権交代により新しい政府が誕生しました。新政府は「国民の生活が第一」との考えのもと、初めて編成する予算においては、右肩上がりの経済成長の前提のもとでの旧来型の資源配分や行政手法を転換し、経済社会の構造や重視すべき価値を変え、国民生活に安心と活力をもたらす第一歩を踏み出しています。また、「中央集権から、地域主権へ」の官・民・中央・地方の役割分担の見直しについては、地域主権改革の第一弾となる地方分権推進計画を発表するとともに、地域主権戦略工程表案を提示するなど、本格始動を開始しており、今後これらの動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

行政に停滞は許されず、国、県と歩調を合わせ、市民目線での行財政改革の歩みを止めることなく推進していくことが、基礎自治体としての重要な責務であります。

本市の行財政改革については、平成18年3月に「阿波市行財政改革大綱」及び「阿波市集中改革プラン」を策定し、平成21年2月に集中改革プランの見直しを行い、職員数の適正化や組織の見直し、事務事業の見直し等行政全般にわたる改革を断行するとともに、持続可能な財政構造の構築を図ってきました。

これらの取り組みにより、平成18年度から21年度までの4年間で行財政システムの効率化を推進するとともに財源不足に対応しつつ、現行の阿波市の基本計画である総合計画に基づく施策を推進するなど着実に成果を上げています。

このような行財政改革努力を土台とし、本市では「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の実現に向けて次なるステージへ飛躍するための新しい「芽」が着実に育ってきています。

今後、この芽を「大きく育て、結実させる」ためには、現在実行している行財政改革を堅持しつつ、新たな諸施策を策定し推進するとともに、それを支えるための安定した行財政基盤の確立が不可欠です。

特に、本市の行財政運営で注意しておかなければならない点として、合併した本市の普通交付税額は、特例措置によって増額交付（算定替）されています。しかしながら、平成27年度から5年かけて段階的に減額（激変緩和措置）され、平成21年度現在の試算では、最終的に年額約14億円の削減が見込まれています。今後においては、このような状況も考慮し、将来交付税額が削減されても十分対応できる行財政運営の構築を図らなければなりません。

このため、平成22年度以降の新たな行財政改革の大綱を策定し、行財政の更なる改革に取り組む必要があります。

行財政改革の目標

本計画は、将来にわたって持続的に発展し続ける市政を実現するため、総合計画や各種計画との整合性を保ちながら、政権交代により政策転換した国の今後の動向を注視しつつ、時代の変化に対応した新たな行財政システムの構築を図り、財政の健全化と充実した行政サービスの向上を目指します。

行財政改革の基本方針

近年の地方分権や少子高齢化の進展、市民ニーズ、社会ニーズの多様ななどの社会情勢の変化により、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変革しています。新たな行政需要などに積極的に応え、行政サービスの向上を図っていくには、経営感覚に基づいた市民の満足度を高める取り組みが益々重要となっています。

また、自己決定・自己責任による地域主権の確立に向け、基礎自治体として自立した地域経営を創造していくには、官と民の役割分担、地域協働によるまちづくりの推進は不可欠なものです。

このためには、行政運営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしつつ、必要とする市民サービスについて、市民と行政が同じ目的に向かって、諸施策を展開する必要があります。今まで以上に市民意見等を踏まえた行政経営を進め、費用対効果や成果を重視し徹底的に行政のスリム化を図り、市

民ニーズに的確に対応できるよう、職員一人ひとりの能力開発を高め資質の向上を図り、市民参加型の行政を推進します。

以上のことを踏まえ、平成18年3月に策定した阿波市行財政改革大綱を見直し、更なる行財政改革に取り組みます。

1 市民主体の市政の推進

今日の市民の行政への参画意識の高まりの中で、住民自治の更なる充実に向け、「市民主体の市政の推進」を更に推進することが求められています。

現在の困難な状況を乗り越え、引き続き市民生活の向上と地域社会の発展をめざすためには、市民と行政が力を合わせる事が不可欠であり、そのための新しい行政の仕組みづくりが市政の重要課題となっています。

これらを踏まえ、次により市民主体の市政を推進します。

- (1) 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上
- (2) 市民参画・市民との協働体制の確立
- (3) 魅力的で活力ある産業振興の確立

2 時代に即応した行財政運営の確立

本市の行財政改革においては、地方行政や社会経済状況が大きく変化する中で、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、これまでの市政のあり方を「市民観点」と「成果・コスト重視」という視点で見つめ直し、創造的に改革・改善を図ることが求められています。

こうした改革により、行財政運営を一新し、限られた財源を最大限に活用できる新たな行財政運営システムを構築することにより、市民から信頼される自治体を目指します。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 民間活力の導入
- (3) 適正負担と財源確保
- (4) 電子自治体の構築
- (5) 危機管理体制の充実
- (6) 環境にやさしいまちづくりの推進
- (7) 市民が利用しやすいサービスの提供

3 効率・効果的な行政システムの構築

限られた財源を事業や施策の効果性・効率性を把握して、総合的で適切に有効配分を行っていくために、これまでの事業の執行のあり方などを見直し、市民のニーズに的確に対応した施策を推進し、効率・効果的な行政

システムを次により構築します。

- (1) 職員能力と資質の向上
- (2) 簡素で効率的な組織機構の構築
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 給与管理の適正化
- (5) 地方公営企業の経営健全化
- (6) 外郭団体等の見直し

基本方針に対する具体的施策

1 市民主体の市政の推進

(1) 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上

公平・公正で市民に開かれた市政を確立し、市民と行政との信頼関係を構築するため、現在実施されている行政資料、財務資料等の公開をさらに拡大し、個人情報保護に配慮しながら、情報公開制度の拡充を進めます。また、広報やホームページ等の活用による行政情報の積極的な提供を行い、市政運営の透明性の向上を図ります。

(2) 市民参画・市民との協働体制の確立

魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民とともに地域の公共的課題を解決していくことがますます重要となってきました。そこで、「市民参画」については、市民に広く開かれた分かりやすい参画の機会や手続を整えていくとともに、市民への説明責任を果たしていくことが求められています。また、「市民との協働」については、これまで地域のつながりを土台として形づくられたコミュニティに加え、近年増えてきているNPO、ボランティアなどの特定のテーマに取り組む活動団体・グループと市との連携・協力体制の充実を図り、市民参画・協働体制の確立を目指します。

(3) 魅力的で活力ある産業振興の確立

担い手の育成、農業団体への支援を行うとともに、生産販売体制の確立・強化、地産地消の取り組み、農産物のブランド化を進めるなど、農業経営の活性化を図ります。また、分野を超えた横断的な交流・連携を図ることで、魅力的で活力ある産業振興の確立を目指します。

2 時代に即応した行財政運営の確立

(1) 事務事業の見直し

限られた財源の中で、市民の複雑多様化する行政需要や新たな行政

課題に的確に対応していくためには、行政の責任領域を改めて見直し、事務事業の整理合理化につとめるとともに、事務処理の簡素化・効率化を図ります。

(2) 民間活力の導入

民間の技術力・資金力を活用したほうが、より効果的・効率的に目標を達成できるものについては、積極的・計画的に民間活力の導入を図ります。現在行っている市の業務で、民間委託、民営化できるものがあるか、本来、市で行う必要のある業務なのかという視点で検討し、最終的には民間委託や民営化でコスト縮減を図るとともに、市民サービスの向上と業務の質の向上を図ります。

(3) 適正負担と財源確保

行政サービスの受益者である市民の公平性を確保するため、社会経済、環境問題や他団体の動向なども踏まえながら、一般会計や特別会計が所管する各種使用料や手数料、及び負担金などの適正化を行います。

また、市税等の収納率の向上、未利用財産の活用と処分などにより財源の確保を図ります。

(4) 電子自治体の構築

事務処理の効率化と行政サービスのより一層の向上を図るため、情報格差の解消に配慮しながら、行政手続の簡素化・迅速化、利便性の向上等を一層推進し、市民に満足度の高いサービス提供をするための電子自治体を目指します。

(5) 危機管理体制の充実

災害、事故及び健康被害などの市民の生命、財産に大きな脅威や損害を与える危機や、市政の円滑な運営に重大な影響を及ぼすような事件・事故等の危機に的確に、対応するための体制づくりを構築します。

(6) 環境にやさしいまちづくりの推進

空気や水など私たちの生活環境を良好に保つとともに、市民の財産である山・川といった自然環境を将来の市民に引き継ぐため、市民、事業者、行政が高い意識を持って環境に配慮した活動を心がけ、温室効果ガスの削減、資源リサイクルの推進、エネルギーの有効活用などによる環境の保全と経済的発展が両立した持続可能なまちづくりの実現を目指します。

(7) 市民が利用しやすいサービスの提供

便利で快適な窓口サービスが受けられるよう、利用者の視点に立った満足度の高い窓口サービスの充実を図ります。

3 効率・効果的な行政システムの構築

(1) 職員能力と資質の向上

行財政改革の推進には、全ての職員が自らの問題として取り組むことが重要であり、職員一人ひとりの意識改革が不可欠です。また、地方分権の進展等により、自治体における自己決定の範囲が拡大していることから、政策形成能力や創造的能力、法務能力等が求められるため、時代の変化に対応できる人材の育成とともに、職員の意識改革の推進を図ります。

(2) 簡素で効率的な組織機構の構築

社会経済情勢の変化への対応と、新たな行政課題や市民の多様なニーズに的確に対応していくためには、既存のあり方にとらわれることなく組織・機構を見直し、時代に即応した組織・機構を編成していく必要があります。このため、簡素で効率的な組織体制の整備を図るとともに、可能な限り組織のスリム化を目指します。

(3) 定員管理の適正化

定員管理にあたっては、最小の経費で最大の効果を挙げるという観点から、新規の行政需要に対しても、庁内の協力体制や流動体制を積極的に活用することを原則とし、定員の抑制に努めます。

(4) 給与管理の適正化

職員の給与制度については、国や他の地方公共団体の状況を踏まえつつ、公平・公正で、住民の理解が得られるよう給与の適正化を図ります。諸手当についても総合的な精査を行い、制度の趣旨に合致しないものについては、抜本的な見直しを図ります。

(5) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の観点を踏まえ、適正な料金水準、収入の確保などに努めるとともに、経費の節減を図りながら、更なる経営健全化に向けた事業運営を推進します。

(6) 外郭団体等の見直し

市が財政的・人的に支援を行っている外郭団体については、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、業務内容、活動の実態、運営状況等についての検討を行い、業務執行の効率化や管理運営の改善を図るとともに、効率的運営に努めます。

行財政改革の進め方

1 行財政改革の推進体制

計画の推進については、市長を本部長とする阿波市行財政改革推進本部が中心となって、全庁体制で取り組みます。

阿波市行財政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、市長を本部長とする阿波市行財政改革推進本部を設置します。

阿波市行財政改革推進研究会

阿波市行財政改革推進本部の指示により進捗状況を把握し、調査・検討を行います。また必要に応じて、改革実施担当課に対して指導・助言を行います。

阿波市行財政改革推進委員会

市民・学識経験者からなる外部委員で構成され、行財政改革計画の策定やその進捗状況について、市民、民間の立場から提言・評価を行います。

2 大綱の計画期間

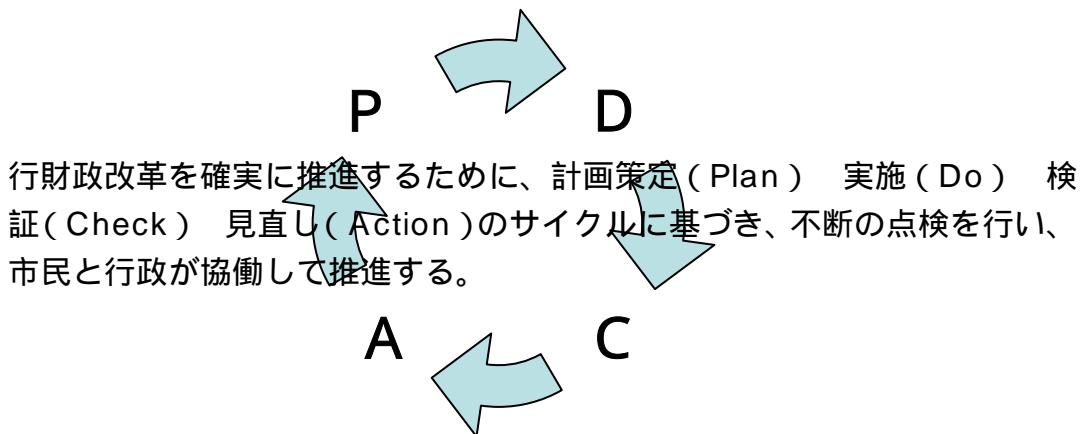
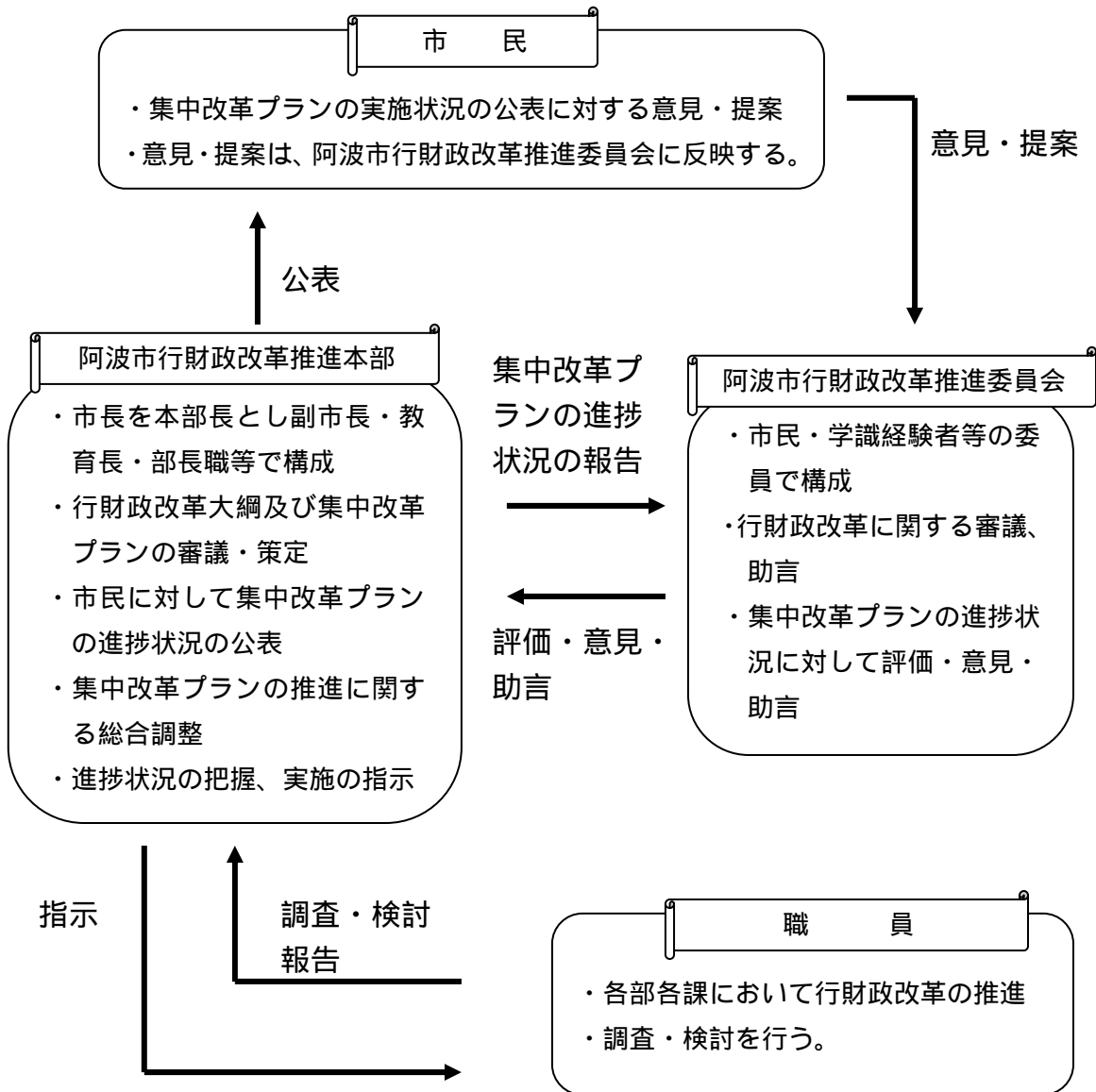
計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

3 実施及び進行管理

行財政改革の実施にあたっては、この大綱に基づき、可能な限り数値目標を定めた集中改革プランを策定し、計画的に取り組みます。

また、集中改革プランの進捗状況を「阿波市行財政改革推進委員会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、広報誌やホームページ等を利用して、市民に対して広く公表します。

推進体制のイメージ



《 用 語 解 説 》

総合計画

本市のまちづくりの指針となる計画で、基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画から構成されている。

基礎自治体

国の行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度があるものを指す。

合併算定替

合併後であっても、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧町ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被ることのないようにされた配慮。合併後10年間と段階的縮減期間（5ヶ年度×0.9、0.7、0.5、0.3、0.1）

協働

市民等と行政が相互の特性を認識・尊重し合い、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・強調し活動すること。

I C T

情報・通信に関連する技術一般の総称。

従来、頻繁に用いられた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として日本でも定着しつつある。

電子自治体

ICTを活用し、行政サービス（申請・届出その他申し込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供等）を電子的に提供することにより、市民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ること。

外郭団体

国や地方自治体などの行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を補完・代行する団体。

財団法人、社団法人などは、形態は多様であるが、行政機関から出資を受け、あるいは補助金を交付されるなど、財政的な援助や職員の派遣による人的援助を受けることが多い。